京都教育大学国際交流活動認定基準

下表の評価ポイント数で12ポイントを認定基準とする。

活 動 項 目		活動項目の内訳	評価ポイント	備 考
本学企画の国際交流活動□	国際交流会館フェロー	応募	1	1回あたり。合計2ポイントを上限とする。
		フェローとしての活動	6	1年あたり
	外国人留学生チューター	公募チューターの応募	1	半期あたり。合計2ポイントを上限とする。
		チューターとしての活動（半期あたり10時間以上）	2	半期あたり
	外国人留学生日本語アシスト	アシストの応募	1	1回あたり。合計2ポイントを上限とする。
		アシストとしての活動	1	1回あたり。1年間あたり3ポイントを上限とする。
	各種行事への参加・協力	国際交流プログラム説明会・留学説明会等への出席	1	1回あたり。合計2ポイントを上限とする。
		日本語・日本文化研修留学生レポート発表会への参加	1	1回あたり
		国際交流実地見学研修への参加	2	1回あたり。合計4ポイントを上限とする。
		留学生と地域住民との交流プログラムへの参加（教育支援センター主催）	1	1回あたり
		留学説明会等への協力（留学経験者に限る）	1	1回あたり
		交流協定校との交流事業参加	1	1回あたり
		上記以外の学内交流行事への参加 （本学企画のフェロー・チューター・日本語アシストを除く）	1	1回あたり
その他、自己申告等による国際交流活動 （本学での実施のものに限る）		本学外国人留学生会主催による本学国際交流会館での交流パーティーへの参加 （本学国際交流会館フェローを除く）	1	1回あたり。合計3ポイントを上限とする。
		論文、レポート、各種書類作成等、学習上の補助（本学企画のフェロー・チューター・日本語アシストを除く）	備考のとおり	時間・内容に応じてポイント化する。合計5ポイントを上限とする。
		課外活動等の学内諸活動における補助や交流活動（本学企画のフェロー・チューター・日本語アシストを除く）		
		上記以外の本学外国人留学生との交流・支援活動（本学企画のフェロー・チューター・日本語アシストを除く）		
		外国人留学生のホームステイへの協力		
		その他		